

○ 財務省告示第 231 号

国債の発行等に関する省令（昭和 57 年大蔵省令第 30 号）第 6 条第 11 項の規定に基づき、令和 8 年 7 月 10 日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 12 日

財務大臣 片山 さつき

- | | |
|---------------------|--|
| 1 名称及び記号 | 利付国庫債券（5 年）（第 185 回） |
| 2 発行の根拠法律
及びその条項 | 特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）第 46 条第 1 項 |
| 3 振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 |
| 4 発行方法 | 募集取扱機関による募集の取扱いによる発行 |
| 5 発行額 | 額面金額で 4,048,100,000 円 |
| 6 払込金額 | 4,076,436,700 円 |
| 7 最低額面金額 | 50,000 円 |
| 8 振替単位 | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。 |
| 9 発行日 | 令和 8 年 7 月 10 日 |
| 10 発行価格 | 額面金額 100 円につき 100 円 70 銭 |
| 11 利率 | 年 2.0% |
| 12 経過利子の払込み | 各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第 18 号に規定する期日に払い込むものとする。 |

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.0}{100} \times \frac{112}{365}$$

- | | |
|---------|--|
| 13 初期利子 | 令和 8 年 9 月 20 日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次 |
|---------|--|

号及び第 15 号において規定する期日
について同じ。) 。

$$\text{額 面 金 額} \times \frac{2.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

- | | |
|-------------------|--|
| 14 第 2 期以後の利
子 | 毎年 3 月 20 日及び 9 月 20 日を支払期
とし、各支払期において、その日以前 6
月間に属する利子を支払う。 |
| 15 償還期限 | 令和 13 年 3 月 20 日 |
| 16 償還金額 | 額面金額 100 円につき 100 円 |
| 17 元利金支払場所 | 日本銀行 |
| 18 払込期日 | 令和 8 年 7 月 10 日 |